

沼田市告示第12号

沼田市下之町駐車場管理業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

平成28年2月17日

沼田市長 横山 公一

記

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務の名称

沼田市下之町駐車場管理業務委託

(2) 業務場所等

沼田市下之町1018番地

自走式立体駐車場 鉄骨造7階建て 397台

(3) 業務内容

ア 駐車場管制機器の設置

イ 管理運営業務

ウ 使用料収納業務ほか

※ 当該管理業務の対象は297台分とし、100台分は、市と賃貸借契約を行い、有料月極貸駐車事業を行うものとする。

沼田市下之町駐車場借受事業者公募要項を確認すること。

(4) 委託期間

平成28年3月18日から平成31年3月31日まで

2 参加する者に必要な資格に関する事項

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当していない者

(2) 沼田市の工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成9年告示第26号）による指名停止期間中でない者

(3) 審査の日前6箇月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (6) 沼田市税の滞納がないこと。
- (7) 過去3年間において、地方自治体が所有する駐車場の管理運営に関し、管理委託及び行政財産の貸付による取引実績を有していること。
- (8) 300台以上のゲート式駐車場管理業務の実績を有していること。
- (9) 群馬県内において、現在、駐車場管理業務を実施していること。

3 提案参加方法

本業務の企画提案に参加しようとする者は、沼田市下之町駐車場管理業務委託公募型プロポーザル募集要項に定めるところにより必要書類を提出すること。

4 提出期限等

平成28年2月29日（月）午後5時

持参又は郵送とする。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、配達記録郵便によるものとし、2月29日（月）午後5時必着とする。

5 選考方法

本業務の受託者選考に当たっては、提出された企画提案書について、書類審査を実施し、最優秀者を決定する。

6 契約

最優秀者と本市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。

7 その他

詳細については、沼田市下之町駐車場管理業務委託公募型プロポーザル募集要項に記載のとおりとする。

8 問い合わせ先

沼田市経済部グリーンベル21活用推進課

〒378-8501 沼田市西倉内町780番地

電話 0278-23-2111（内線 3256）